

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の目的・趣旨

平成18年12月、国連において採択された、「障害者の権利に関する条約」に対し、平成19年9月に高村外務大臣（当時）が署名、同条約は平成20年5月に発効されました。条約の批准に向け、国は障害福祉関係法の整備を進め、平成26年に条約を批准するに至りました。

このことにより、わが国においても、障害のあり方は「医学的モデル^{※1}」から「社会的モデル^{※2}」へ、「障害を持つ」から「障害がある」に大きく変化し、障害の原因を本人が持っているのではなく、それは社会の側にあるという基本的な考え方に基ついた政策が実施されていくこととなります。

これからは障害者の自立した生活、障害に対する社会の肯定的認識の醸成、地域に「そのままの状態」で包容される権利に対する理解・尊重が求められ、差別・虐待を無くし、社会の様々な場面において合理的配慮の提供が行われることが求められます。

このような目的・趣旨にのっとり、新たな『上尾市障害者支援計画（第2期上尾市障害者計画、第5期上尾市障害福祉計画、第1期上尾市障害児^{※3}福祉計画）』を策定することとしました。

2 法令等の根拠

『上尾市障害者計画』は、障害者基本法第11条第3項に基づき、『上尾市障害福祉計画』は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づき、『上尾市障害児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、それぞれ策定するものです。

※1 医学的モデル

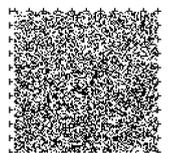
「障害」は病気や傷害、その他の健康状態から直接引き起こされた人の特性である、という考え方。

※2 社会的モデル

「障害」は社会によって作られ、個人の属性では全くないものである、という考え方。

※3 障害児

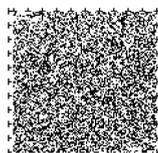
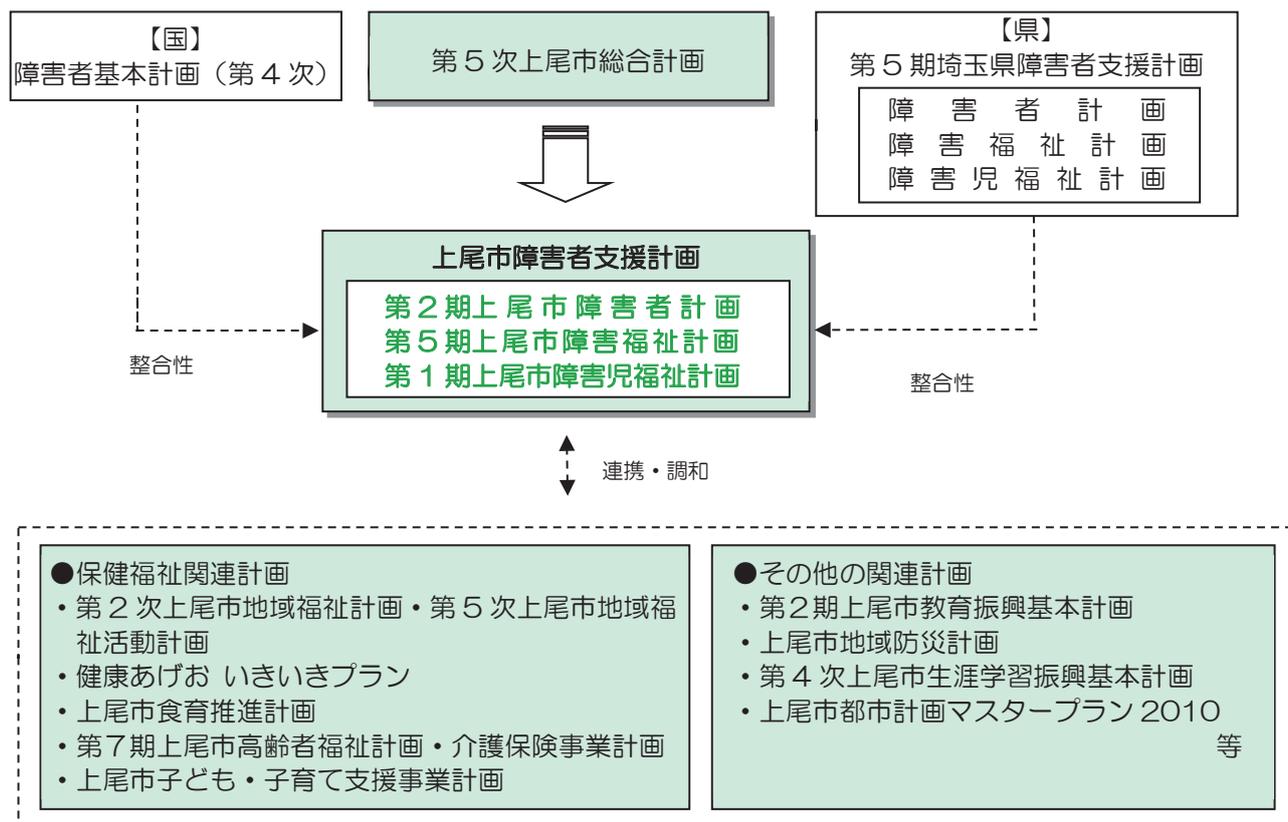
満18歳に満たない、障害のある者。



3 計画の位置付け

本計画の策定に当たっては、国の策定する『障害者基本計画（第4次）』、厚生労働省告示『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』及び『第5期埼玉県障害者支援計画』との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である『第5次上尾市総合計画』や『第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画』などの各種関連計画と連携・調和がとれたものとします。



4 計画の策定手順

計画の策定に当たっては、計画に盛り込まれる障害者・障害児に対する各種サービスや支援協力体制などが、障害者・障害児のみならず、地域社会全体に関わることから、市民の計画策定への参加や、市民に対する計画内容についての周知が求められています。

そこで、障害者や関連団体等の他、幅広く市民等の意見を計画に反映させることに努めました。

(1) 上尾市障害者支援計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、市民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、障害者福祉の事業に従事する者、障害者団体の代表者及び障害者福祉に関する関係機関の職員により構成される「上尾市障害者支援計画策定委員会」において、計画策定に対する意見聴取、協議及び検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害者・障害児等の意見を計画に反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。アンケート調査の概要及び結果等については、第2章の3「アンケート調査結果から見える現状」に掲載しています。

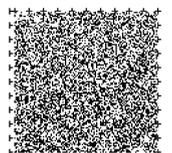
(3) ヒアリングの実施

障害者団体や障害福祉サービス事業所等に対して、平成29年7月11日から8月10日にかけて、8日間のヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料としました。

(4) 市民コメント制度に基づく意見募集

平成29年12月20日から平成30（2018）年1月19日にかけて、新たな『上尾市障害者支援計画（第2期上尾市障害者計画・第5期上尾市障害福祉計画・第1期上尾市障害児福祉計画）案』を公表し、Webサイト^{*4}への掲載や情報公開コーナー等での閲覧により、市民の意見を募り、計画に反映させることに努めました。

^{*4} 上尾市 Web サイト
<http://www.city.ageo.lg.jp/>



5 計画期間

『第1期上尾市障害者計画』は、計画期間を平成21年度から平成30（2018）年度までの10年間と定めていました。『第4期上尾市障害福祉計画』では、計画期間が平成27年度から平成29年度までの3年間となっており、『第5期上尾市障害福祉計画』は平成30（2018）年度から3年間の計画期間での策定が求められております。また、児童福祉法の改正により、平成30（2018）年度から『第1期上尾市障害児福祉計画』の策定が求められております。

そこで、各計画の改定時期の整合性を取り、『第2期上尾市障害者計画』『第5期上尾市障害福祉計画』『第1期上尾市障害児福祉計画』を合わせて、平成30（2018）年度から新たな『上尾市障害者支援計画』として推進していくこととしました。

近年の急速な障害福祉情勢の変化を踏まえ、『上尾市障害者計画』の計画期間については6年間とし、また、国が定める基本的指針により、『上尾市障害福祉計画』及び『上尾市障害児福祉計画』の計画期間については3年間としました。

【上尾市障害者支援計画】

年度 計画名	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
障害者計画	第2期					
障害福祉計画	第5期			第6期		
障害児福祉計画	第1期			第2期		

なお、計画期間内においても、必要が生じた場合には随時見直しを行うこととします。

